

高専間広域ネットワーク用通信機器保守 一式

Communications Equipment Maintenance for  
Wide Area Network among Colleges of  
Technology 1 set

仕 様 書

平成 2 3 年 7 月



独立行政法人 国立高等専門学校機構

## 目 次

1 . 目的 .....	2
2 . 調達範囲 .....	2
3 . 請負期間 .....	2
4 . 請負場所 .....	2
5 . 受注要件 .....	2
6 . 業務要件 .....	2
( 1 ) ハードウェア・ソフトウェア保守 .....	2
( 2 ) 問い合わせ窓口 .....	3
( 3 ) 運用サポート .....	3
7 . 機密保持 .....	4
8 . 提案書記載事項 .....	5
9 . その他 .....	5

## 1. 目的

独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という）が保有している高専間広域ネットワークは、本部事務局（2箇所）、全国51国立高専（55キャンパス）、外部データセンター（2箇所）を結ぶ情報ネットワークであり、このネットワーク上で、財務会計システム、人事給与システム、ファイルサーバシステム等機構全体で共通利用している基幹業務システムが稼働している。

このネットワークについて、障害の発生を未然に防ぎ、また障害からの速やかな復旧を行える環境を構築することによってシステムの安定稼働を確保するため、ネットワークにかかる通信機器の保守業務を行うものである。

## 2. 調達範囲

高専間広域ネットワーク用通信機器保守 一式  
ハードウェア・ソフトウェア保守  
問い合わせ対応  
運用サポート

## 3. 請負期間

平成23年10月1日～平成26年9月30日

## 4. 請負場所

契約担当役の指定する場所

## 5. 受注要件

ISO27001認証、又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」認定を受けていること。

過去5年以内に当該業務と種類及び規模を同じくする業務を遂行した実績を有すること。

## 6. 業務要件

### (1) ハードウェア・ソフトウェア保守

保守・運用サポートの対象とする機器及び数量は、下記のとおりとすること。

(A) VPNルータ装置A：JuniperNetworks社製 SRX240H（4台）

(B) VPNルータ装置B：JuniperNetworks社製 SRX100H（121台）

なお、機器の設置場所及びネットワーク構成は、別添資料のとおりである。

ハードウェア保守のレベルは下記のとおりとし、ソフトウェア保守（サポートライセンス）も含むこと。

(A) VPNルータ装置A：24時間365日対応のオンサイト保守

(B) VPNルータ装置B：先出しセンドバック保守

## (2) 問い合わせ対応

当機構担当者及び各拠点の担当者からの問い合わせ（障害発生報告，保守対象機器に対する設定変更作業依頼，技術支援など）に対する保守・運用サポート専用窓口（電話及びメール等）を設け一本化すること。なお，対応時間は平日（国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日及び12月29日～1月3日の年末年始を除く月曜日～金曜日）の「9：00～17：30」とすること。

VPNルータ装置Aは24時間365日対応のオンサイト保守とすることから，これについては「9：00～17：30」以外の障害発生報告用窓口を設けること。なお，この窓口は で設ける保守・運用サポート専用窓口と同一でもよい。

保守・運用サポート対応については受注者自らが対応し，対象機器の取扱いについて専門知識を有し，かつ習熟しているものが対応できる体制をとり，当機構担当者又は各拠点の担当者からの問い合わせへ対応すること。

## (3) 運用サポート

現行の環境情報やパラメータ等については受注者に対してのみ開示するが，この開示された情報をもとに現行ネットワークの状況等を確認・把握すること。なお，不足の情報がある場合には受注者自らが調査を行うこと。

保守・運用サポートの範囲は，対象機器及びこの機器と別途調達中のネットワーク通信回線用終端装置に接続されている WAN 側のネットワークケーブルまでとすること。

受注者は対象機器に対してVPNによるリモートにてアクセスし，保守・運用サポート対応（障害発生時の調査，設定変更作業，ログ確認作業など）を行うこと。なお，リモートアクセス方法については，受注者自らが準備した通信回線を通して機器にアクセスし，それに必要な費用（工事費，回線費，ISP 接続費など）等は受注者の負担とすること。

対象機器の設定情報（コンフィグ）を，月1回以上の間隔で定期的にバックアップを取得し，5世代以上管理すること。また，取得したコンフィグのバックアップデータは，取得する度に当機構担当者に送付すること。なお，送付方法については協議の上決定する。

当機構担当者及び各拠点の担当者から障害発生報告がなされた場合は，速やかに障害の切り分け（対象機器，ネットワーク通信回線，ネットワーク通信回線用終端装置など）を実施し，切り分けの結果，対象機器に起因する問題であると判明した場合は，機器の保守条件に従い対応を行うこと。

障害発生時，修理を完了したVPNルータ装置A及びVPNルータ装置Bの設定内容（コンフィグ等）については，故障時の設定又は既を取得済みの最新バックアップデータの設定を施すこと。

VPNルータ装置Bは各拠点にそれぞれ2台設置し1台はメイン機でもう1台は予備機として利用しており，メイン機が障害等で停止した場合，各拠点の担当者が手動で予備機に切り替えて利用するが，切り替えたその予備機に対しても同じように，設定内容（コンフィグ等）を確認した上で最新の設定を施すこと。

VPNルータ装置Bの予備機9台については受注者にて保管し，当機構担当者の指示に従い，この予備機を用いて保守・運用サービスを行うこと。

当機構担当者及び各拠点の担当者から機器の設定変更作業依頼がなされた場合は，直ちに作業を行い対応すること。

当機構担当者及び各拠点の担当者から機器に関する質問や相談がなされた場合は，直ちに対応し回答を行うこと。

別途調達中のネットワーク通信回線（回線種別は別添資料参照）の受注者から対象機器に関する問い合わせがあった場合は，直ちに対応し回答を行うこと。

対象機器について，ファームウェアのバージョンアップがメーカーから公表された場合は，速やかに機構担当者に情報提供し無償で最新版に更新すること。なお，更新作業については，当機構担当者と協議の上で実施すること。

ネットワーク再設計などの大幅な設定内容変更については，当機構担当者と協議の上で対応し，可能な限り協力すること。

## 7. 機密保持

本業務の遂行に当たって知り得た全ての情報について守秘義務を負うものとし，これを第三者に漏らし，又は他の目的に使用しないこと。

正当な理由があつてやむを得ず第三者に開示する場合も，事前に当機構の許可を得ること。また，情報の厳重な管理を実施すること。

本業務の実施にあたり，当機構が提供した資料は，原則として全て複製禁止とすること。業務上やむを得ず複製する場合は，当機構の許可を得なければならず，この場合にあつても使用終了後はその複製を当機構に返納又は焼却・消去する等適切な措置をとり，機密を保持すること。

## 8 . 提案書記載事項

提案に関しては、提案する内容が本仕様書の要求要件をどのように満たすのか、あるいはどのようにして実現するのかを要求要件毎に具体的かつわかりやすく、資料等を添付する等して説明書を作成すること。

要求要件(「5 . 受注要件」と「6 . 業務要件」)を満たしているか否かの判定は、機構技術審査委員会において、技術仕様書その他の入札説明書で求める提案資料の内容を審査して行う。

本仕様書に記載している要求要件は、機構が必要とする最低要件を示しており、これらを満たしていないとの判定がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。

提案書は本仕様書に記載された要求要件の各項目に対応させて日本語で作成すること。

提案書に下記に示す実施体制について記載すること。なお、主要な作業者については、実施体制上の役割を明記した名簿を作成し作業者毎の実績を記載すること。

(A) 業務実施体制図(責任者や作業者の役割を明記したもの)

(B) 作業要員一覧表(作業者の職名、氏名、実務経歴等を記載したもの)

提案書には提案資料に関する照会先を明記すること。

提案書の内容等について、問い合わせ、ヒアリング、資料要求を行う場合があるので提案事業者は対応すること。

## 9 . その他

契約金額には、本業務に関わる一切の経費を含むものとする。

オンサイト保守対応の作業時には施設等に損害を与えないように注意するとともに、当機構担当者または各拠点の担当者立会いの上で行うこと。万一施設等に損害を与えた場合は、受注者の負担により現状復帰すること。

請負者が本契約に違反したことを起因として高専機構が損害を被った場合及び受注者の責における障害が発生した場合は、高専機構は請負者に対して請求し、かつ、高専機構が適当と考える必要な処置をとることを請求できる権利を有する。

本仕様書に明示されていない事項又は疑義が生じた場合は、当機構担当者と十分な協議を行い、可能な限り協力すること。